

令和8年度川本町予算編成方針について

川本町長 野坂 一弥

(令和7年10月15日決定)

令和8年度川本町予算編成方針を以下のとおり定めたので、留意事項等を厳守し、予算要求作業にあたってください。

1. 財政状況と今後の見通し

(1) 国の状況

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025[～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～]」(令和7年6月13日閣議決定)において、日本経済を成長型の新たなステージへ移行させるため、賃上げを起点とした所得向上と生産性の改善を行い、成長と分配の好循環の実現を目指すとしている。また、人口減少や少子高齢化が進む中で、官民が一体となり、供給力の強化と持続的な経済成長を実現し、国民一人ひとりが豊かさと幸せを実感できる社会を構築していくとしている。

令和8年度予算編成に向けては、本方針に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行うとともに、米国の関税措置対応や物価高等への対応、賃上げ支援施策、官民連動による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化、防災・減債を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速や我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講じ、効果的・効率的な支出(ワイズスペンディング)を徹底するとしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等を踏まえ、地方団体が行う公共事業や施設管理、老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等人への投資、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災の取組の強化、こども・子育て支援や地域医療の確保など、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしている。

このような国の動向を十分注視しつつ、国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組む必要がある。

(2) 本町の財政状況

令和6年度普通会計決算では財源不足を補う調整基金の20百万円、公債費の償還に充てる減債基金を1億円取り崩すなど、非常に厳しい財政状況であった。また、財政運営の主な目安とされる実質公債費比率の過去3ヶ年平均は8.3%と前年度比0.2ポイント増加となり、単年でみると前年度比0.1ポイント減少となった。増加の主な要因は、令和3年度借入辺地債、災害復旧事業債の大規模な起債元金の償還が始まったことが影響している。一方で、将来負担比率は、元金償還額を借入額が上回ったことにより地方債現在高の増加したものの、償還

に係る交付税措置額が増額していることから、前年度と同様に0.0%となった。

また、経常収支比率は93.6%と前年度比1.4ポイント増加となった。この要因は、分母である経常一般財源収入が普通交付税の増などにより全体で約1億円増えたものの、分子である経常一般財源支出が邑智郡総合事務組合負担金をはじめとした補助費の1億4百万円増、給与改定等による人件費の55百万円増など全体的に前年度を上回ったため、経常収支比率を増加させた。令和8年度以降も、人件費、公債費等の増額が想定されるため、引き続き施設維持管理経費等の抑制が必要となる。

令和6年度末の基金残高は23億40百万円で、前年度よりも1億33百万円減少した。また、地方債現在高も54億58百万と前年度から97百万円増加しており、近年実施している大規模事業の影響が出ている。

今後の財政状況として、歳入予算における自主財源の根幹をなす町税収入は、人口減少による影響を加味しても概ね横ばいで推移していくと見込まれるが、依然として歳入予算に占める自主財源の割合が20%に満たないため、地方交付税等の依存財源に左右される不透明な状況である。今後も引き続き自主財源の確保及び歳出の削減に繋がる取組が必要である。

このように、本町の現在の財政状況については、実質公債費比率や将来負担比率等の健全化判断比率の数値については比較的安定しているといえるが、近年実施した大型事業の償還開始に伴い公債費が今後増加すること、治水対策事業、小中学校近接化事業の本格化等によりさらなる借入の増加が見込まれること、また不透明な交付税の状況等、将来的な財政状況は依然厳しい状況である。今後も国の新しい動きを注視しつつ、主体的に準備を進め、スピード感をもって対応していく必要がある。

2. 予算編成にあたっての基本的な考え方

令和8年度予算編成においては、第6次川本町総合計画に基づき、「自分らしく暮らし続けられるまち」を目指し、豊かな自然や優れた歴史・文化に溢れる地域を次世代につなぐため、第6次川本町総合計画に基づき、引き続き持続可能な税源涵養に資する、少子化対策や人づくり、新しい人の流れづくりをはじめとする人口減少対策等に取り組む必要がある。

また、DXの推進などにより個性をいかした地域づくりに取り組む必要がある。

本年度も引き続き予算編成スケジュールの前半に新規・主要事業等の政策的経費の検討を行い、これに対して一定額の予算配分を行うこととする。

これらをふまえて、令和8年度予算については、以下の方針に基づき、予算編成を行うこととする。

(1) 総計予算

年度間予算を編成するものとし、事業内容等を十分検討し、収入・支出額を計上すること。なお、厳しい財政事情から年度途中の予算補正は原則として、総合計画に基づく事業や災害等やむを得ないもののほか、行わないものとする。

(2) 町民ニーズを反映した施策に関すること

「たすけあい・支え合う中で、自分らしく暮らし続けられるまち」を目指し、豊かな自然や優れた歴史・文化の続けられる地域づくりのため、地域住民が求めていることを的確に把握し行政サービスとして取り組むこと。また、NPO法人や町民との協奏を強く意識すること。

また、議会からの意見や関係団体からの要望等については十分に検討を行い、適切に対応すること。

(3) 第6次川本町総合計画重点PJの評価指標達成への取組

第6次川本町総合計画重点PJの評価指標達成に向けた取組を推進すること。

なお、新規事業立上げにあたっては、予算計上前に協議を行うこと。

(4) 川本町公共施設等総合管理計画の推進

公共施設の更新・統廃合・廃止・長寿命化については、令和8年度にかけて各施設の修繕計画を作成し、その修繕計画に基づいた長寿命化対策を令和9年度から行うことを検討している。

修繕計画を策定することから、令和8年度予算要求については、原則、緊急を要する修繕のみ計上することし、各課において優先順位を決定したうえで要求すること。

なお、町営住宅等、既に修繕計画を策定している施設については、修繕計画を提出のうえ、要求すること。

これらに必要な経費として一般財源ベースで、2千万円を予算配分するが、公共施設等総合管理基金の取崩額を3千万円を基準に上限を設定する。

(5) 新規・主要事業への予算配分枠

第6次総合計画に基づく新規事業、主要事業等の政策的事業については、予算編成の前半に実施する財政ヒアリングにおいて決定する。なお、これらの事業に対する予算配分は一般財源ベースで8千万円とする。なお、この中にはデジタル化を推進する経費を含むものとする。また、ハード事業に関する起債借入額は治水対策事業を除いて5億円を借入の上限とする。

なお、過疎債、辺地債については、要望額どおりの配当されない状況が令和6年度から続いている状況から当初予算査定段階で、実施の優先順位を決定する。

(6) 会計年度任用職員制度の運用について

令和2年度から制度開始となった会計年度任用職員制度の運用や具体的な要求金額については、令和6年度に倣うものとする。

また、委託先である公的団体に勤務する集落支援員等で、会計年度任用職員人件費の整合性を図る必要がある場合については、その根拠等を示した上で必要な金額を

要求すること。この場合であっても、特別交付税の対象の範囲内に納めるなど、可能な限り一般財源負担の増加を抑制すること。

(7) 一般財源等の取扱いについて

ア (5)で決定する新規・主要事業を除き、前年度当初予算一般財源額の範囲内で要求することとする。

前年度と同様に人件費、公債費、一部事務組合等負担金、特別会計繰出金については別枠として算出すること。

一般財源の範囲内の事業についても、既存施策の廃止・縮小を行うこと。

一般財源額の範囲外の経費は認めない。

イ 新規事業については、スクラップ＆ビルドを基本とし、事業の財源を確保するため、既存施策の廃止・縮小についても十分な検討を行うこと。また、原則として事業終期を設け、第6次総合計画との整合性を図ること。

ウ 事業・施策の実施には、各種補助制度や地方債制度の財政支援制度を十分調査し、積極的に活用することにより、可能な限り財源の確保に努めること。また、地方財政対策や各種制度改革等についての情報収集に努め、適切に対応すること。

エ 国・県の補助制度にかかわる施策については、国・県支出金の廃止・縮減等の動向を的確に把握し、廃止・縮減されるものについては、別途財源措置がされるものを除き、町費負担の振替は行わないものとする。

(8) 特別会計について

特別会計については、一般会計からの繰入に依存することなく、独立採算制を念頭に、経営の合理化、効率化等を図り、長期的な収支計画を立て、予算編成を行うものとする。

3. 予算要求に係る留意事項

予算ヒアリングにおいては、予算の裏付け、必要性、意義付けなどの明確化を強く求めるので整理しておくこと。

- (1) 新規・主要事業等については、必ず11月7日(金)までに事業リスト、11月17日(月)までに事業説明シートを作成し、総務財政課に提出すること。また、提出にあたっては、課内協議や課内査定を十分に行うこと。
- (2) 提案した新規・主要事業等については、11月19日(水)から実施する総務財政課ヒアリング時に、事業説明シートにより説明すること。
- (3) 正規職員及び会計年度任用職員の配置については、別途総務財政課総務係から人員要求について示されるが、予算要求においては、各課・室・局ともに現行どおりの人

員数を想定して事業の構築を行うこと。なお、新たな会計年度任用職員を配置する場合は、(1)の事業リストに記載し、新規・主要事業選定の流れにより決定を得た上で要求すること。

- (4) 第6次総合計画施策評価の一次評価及び最終評価の指示事項について必ず内容を確認し、当初予算要求に反映すること。
- (5) 予算要求書提出前には、各課等において要求内容の自己査定を徹底し、課内で十分調整したうえ、予算要求すること。
- (6) 要求額の算定にあたっては、事業費や事務量の増減要因を十分検証し、漠然と算定することなく、全体の事業費や事務量を見極め、事業費等が過大又は過小とならないよう予算要求すること。
- (7) 歳入・歳出予算の見積もりにあたっては、最新のデータを使用し、実際の執行状況にあたっては監査委員の指摘事項(決算審査意見書)について十分に検討し、必要な対応を図ること。
- (8) 予算要求書提出以降に負担金の変更や、制度改正等により要求内容に変更が生じた場合は、速やかに財政係との協議を行うこと。
- (9) 昨年度から取り組んでいる「事業スクラップ等調査」は、別紙「対象事業(廃止・見直し)抽出の視点」を参照したうえで十分に検討し、一般財源の縮減に努めること

《歳入》

- ・ 算出根拠や、受益と負担の関係を明確にし、不均衡、不公平なものは是正する。
- ・ 未利用となっている町有財産については、売却を促進する。
- ・ 町有財産貸付収入及び使用料に準ずる諸収入は、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化を図る。
- ・ 国、県支出金については、制度改正等、動向を把握しながら、過大とならないよう計上する。

《歳出》

- ・ 予算要求に当たっては、可能な限り、精緻な見込額を計上する。
- ・ 指定管理料について、賃金引上げに伴う労務単価の上昇等による現在の物価の状況を適切に反映すること。
- ・ 法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、特に町単独事業については抜本的な見直しを行うこと。
- ・ 外郭団体、各種団体等への委託料や補助金等については、業務や支援内容を精査し、削減可能な経費については削減をしっかりと図る。
- ・ 事業実施には、職員の業務量も十分意識し、アウトソーシングや地域おこし協力隊の積極的な活用を検討する。ただし、新たな集落支援員の雇用については、支援員としての本来の役割を満たす業務についてのみとし、活動費の支出についても経常経費等への充当を行わず、集落対策費として適正な内容とすること。

- ・ 当初予算編成中に新たな地域おこし協力隊の募集を行う場合は、事前に庁議等でその内容について十分協議すること。
- ・ 近年、予算計上した地域おこし協力隊が雇用できないことによる不用額が大きくなっていることから、これらの実績を踏まえて雇用見込みについて十分精査すること。
- ・ 各種協議会等への負担金は、納付先の団体の活動状況、負担金に見合う反対給付の内容を調査のうえ、必要性が十分見込まれるものに限る。
- ・ 補助率10／10というだけで安易に受け入れるのではなく、人件費がかかることも考慮し、目的や効果を十分検討する。
- ・ 公共施設等の維持管理経費の徹底した削減を図ること。中でも光熱水費や管理委託費について契約内容や委託金額等について見直しを図ること。

《編成日程》

日付	項目
令和7年 10月23日(木)	予算編成方針説明会(庁議)
10月28日(火)	当初予算編成作業補佐係長説明会
10月31日(金)	当初予算要求書入力開始
11月 6日(木)	新規・主要事業リスト提出 公共施設老朽化対策事業リスト提出
11月17日(月)	新規・主要事業説明シート提出 公共施設老朽化対策事業説明シート提出
11月19日(水) ～28日(金)	総務財政課ヒアリング (新規・主要事業、公共施設老朽化対策)
11月末	事業振分結果(A 事業等)を共有
12月17日(水)	当初予算要求書等提出期限
12月18日(木) ～25日(木)	総務財政課ヒアリング(新規等除く)
令和8年 1月15日(木)	調整内示
1月19日(月) ～ 23日(金)	町長査定
1月30日(金)	町長査定内示

※議会日程によりスケジュール変更の可能性あり